

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03990

研究課題名(和文)日米英における会計基準設定のアウトソースに関する比較研究

研究課題名(英文)An International Comparative Study on the Outsourcing of Accounting Standard Setting

研究代表者

大石 桂一(OISHI, Keiichi)

九州大学・経済学研究院・教授

研究者番号：10284605

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、現代において世界的な主流になっている会計規制の仕組み、すなわち「民間機関による会計基準設定/国家によるエンフォース」という体制が、いかに形成され、どのように変化してきたのかを明らかにすることを目的としている。1930年代のアメリカをベンチマークとしながら、日本、米国、および英国をクロスセクションとタイムシリーズで比較を行った。その結果、会計基準設定機関の編成原理と、それによって設定される会計基準の有用性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術面では、本研究は、これまで国内外でほとんど注目されてこなかった「資源の偏在」を分析の視点として、普遍性のある会計規制モデルを明らかにしようとしている点に特徴がある。このような視点から会計基準設定のアウトソースを考察したことは、歴史研究としても、また会計規制研究としても学術的な意義があると考えられる。さらに政策面では、IFRSへの対応が喫緊の課題となっている我が国において、本研究の成果は、会社法や法人税法などの関連制度との関係を含め、今後の会計制度の設計に対しても貴重な示唆を与えるものとなる。

研究成果の概要(英文)：Today, the accounting regulation system of "Accounting standards setting by private organizations/Enforcement by the state" has become the mainstream in the world. The purpose of this study is to clarify how this accounting regulation system was formed and how it has changed. Using the United States in the 1930s as a benchmark, this study compared Japan, the United States, and the United Kingdom in cross-section and time series. As a result, this study clarified the principles of the organization of accounting standard setters and the usefulness of the accounting standards.

研究分野：会計学

キーワード：会計基準 アウトソース 会計規制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

会計基準は証券市場におけるインフラの 1 つであることから、国家は証券市場を円滑に運営し、国民経済を発展させるために、会計基準を整備しようとする動機を持つ。しかし、会計基準を設定するには高度な専門能力が必要とされるため、そのような能力を持った人材を十分に国家が調達できるとは限らない。それゆえ、民間に会計基準を設定できる能力を持った主体が存在し、当該主体が低コストで会計基準を設定できるのならば、国家はそれを利用しようとするだろう。つまり、国家は自らが調達できるリソースと、民間において局所的に偏在するリソースの利用可能具合を勘案して、会計基準を自らが設定するのか、それとも民間の特定の主体に設定させるのかを決定していると考えられる。これを研究代表者は「会計基準設定のアウトソース」仮説と名付けた。

当該仮説を検証するには、初めて会計基準設定のアウトソースが起こった 1930 年代の米国をベンチマークとして、同時代の他国や、他の時代と比較する必要がある。さらには、企業会計の基準のみならず、公会計基準の設定に関するアウトソースも視野に入れなければならない。そこで本研究では、(1)1930 年代の米国および 1940 年代の英国におけるアウトソース、(2)1970 年代の米国における財務会計基準審議会 (FASB) の誕生、(3)戦後の日本における会計基準設定の開始とその変遷、および(4)公会計基準を含む日米英における会計基準設定の現在、という 4 つの課題に取り組みたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代において世界的な主流になっている会計規制の仕組み、すなわち「民間機関による会計基準設定 / 国家によるエンフォース」という体制が、いかに形成され、どのように変化してきたのかを、1930 年代のアメリカをベンチマークとしながら、日本、米国、および英国をクロスセクションとタイムシリーズで比較することを通じて、会計基準設定機関の編成原理と、それによって設定される会計基準の有用性を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するためにとった方法は、(1)文献・史料を用いた歴史研究、(2)現代的な問題に関する理論研究、および (3)数量データを用いた実証的研究、の 3 つである。先に示した本研究の具体的課題を遂行するうえで、それらいずれかに優先順位があるわけではないので、各年度においては、3 つの方法を同時並行的に用いて研究を進めた。なお、当初はインタビュー調査も予定していたが、先方の都合等により本研究では実施することができなかった。

4. 研究成果

(1) 1930 年代の米国および 1940 年代の英国におけるアウトソース

第 1 の研究課題については、次に示すような成果が得られた。1920 年代まで米国では財務報告を規制する連邦法は存在せず、明文として設定された会計基準もなかった。それでも証券市場が機能していたのは、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) が自主規制という形で、開示実務の改善・標準化を進めてきたからである。なお、英国でも事情は同様であり、法的規制がなされる前はロンドン証券取引所が主要な役割を果たしていた。しかし、1920 年代半ば以降になると、もっぱら NYSE の力だけで改善・標準化を図るのは難しくなってきたため、NYSE はアメリカ会計士協会 (AIA) との協力を模索するようになった。

そうした中、1929 年、ニューヨーク株式市場で株価が大暴落し、これをうけて 1933 年証券法・1934 年証券取引所法が制定された。その結果、証券規制を担い、その一環として会計基準設定権限を持つ証券取引委員会 (SEC) が創設されたのである。しかし、SEC は必ずしも、既存機関である連邦取引委員会 (FTC) がその役割を果たせなくなったために新設されたわけではなかった。FTC に権限を集中しようとした法案起草者、FTC の厳格な規制を回避すべく「規制権限の弱い新機関」の設立を主張した金融界、連邦準備委員会 (FRB) を証券規制から隔離するために新機関設立案を支持した Glass 上院議員、そうした思惑の交錯に Fletcher 上院銀行通貨委員長の判断ミスが加わったことで、妥協の産物として広範で裁量的な規制権限を持った SEC という機関が誕生したのであった。

一方、英国では 1931 年のロイヤル・メール事件を発端として会計基準設定の機運が高まっていたが、それが実現するにはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) が「税務および財政的関係委員会 (TFRC)」を設置するまで待たなければならなかった。それがなぜなのかを解明するにはさらなる研究が必要である。

(2) 1970 年代の米国における FASB の誕生

1970 年代の米国で FASB への会計基準設定のアウトソースがなぜ起こり、それがいかなる帰

結をもたらしたのかを明らかにするという第2の研究課題に関しては、まずFASBへの会計基準設定のアウトソースがなされて間もない時期に起こった石油・ガス会計基準に着目して研究を行った。いわゆる「会計の政治化」の典型とされる石油・ガス会計基準の設定では、FASBの決定が最終的にSECによって明確に無効とされたが、これは米国の会計基準設定の歴史において唯一の事例であった。SECはその本務たる証券規制目的に加え、エネルギー政策目的、さらには独占禁止政策目的にも資する会計基準の設定が議会によって求められた。そのように、1つの会計基準で複数の政策目的を同時に果たそうとしたことが、この問題の根源にあった。すなわち、石油・ガス会計基準の設定は、当時の国策ともいえるエネルギー安全保障に関わる問題であったことから、そこには多くの規制機関・行政機関や連邦議会の委員会が関与することとなり、これらの機関や委員会が様々な動機から自らの政策管轄の規制目的を優先させようとした。その結果、最終的にFASBの決定は「公益」を損なうとしてSECによって覆されたのだということが明らかになった。

このように、「会計基準設定のアウトソース」において複数の規制目的で会計基準が設定されるとき、通常は会計基準設定に関与しないプレイヤーが加わってくることから、その結果として会計基準設定過程が「政治化」する可能性が高いのである。

次に、1970年代の米国において会計基準設定のアウトソース先が会計原則審議会（APB）からFASBへと変わったことの影響を研究した。公認会計士協会の下部組織であったAPBとは異なり、FASBは専ら会計基準設定を担う恒久的な機関として設立された。また、ボードの性格もAPBの「大人数・利害調整型」からFASBの「少人数・独立専門型」へと変化した。このようにFASBのボード自体は小規模であるが、その専門スタッフの多くは会計士であり、依然として人的リソースは会計プロフェッションに依存していた。これをカバーするためにデュー・プロセスが採用され、「書かれた概念フレームワーク」が必要とされたのであり、その結果、FASBは新しい会計基準を大量に発行することによって、自らを正当化しなくてはならなくなったのである。

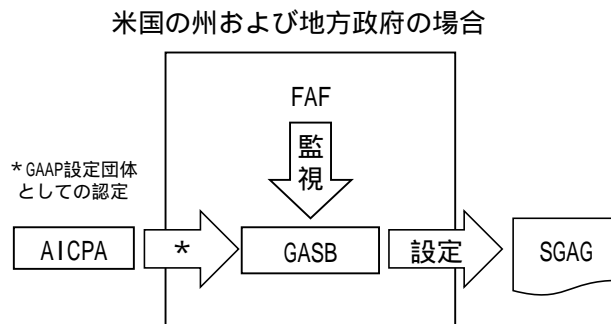
(3) 戦後の日本における会計基準設定の開始とその変遷

第3の課題については、まず企業会計審議会が日本公認会計士協会（JICPA）に指針の策定をアウトソースした事例を取り上げて検討を行った。その結果、戦後間もない日本では開示制度の担い手が未成熟であったことから、会計学者が会計制度の設計を主に担ったのであるが、1960年代の末には公認会計士が会計基準設定において重要な役割を果たすようになったことが明らかになった。そのうえで、近年、JICPAから企業会計基準委員会（ASBJ）に会計基準の策定が「移管」されたことの意味を「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を事例として取り上げて検討した。

従来、企業会計審議会がJICPAに指針等の策定を委任するときには、通常、「関係者と協議のうえ」という制約を課していた。他方、基準設定主体が委任していない場合には、実際上はともかく、公式的にはそうした制約はないため、市場参加者が望むものというよりは、監査遂行に適した会計基準になっているのではないかと、との疑念は常につきまとう。しかし、今回のASBJへの移管によって、その懸念は払拭されたといえる。ASBJの適用指針はデュー・プロセスに従って作成されるからである。こうしたJICPAからASBJへの移管は1960年代以降JICPAが果たしてきた会計基準設定主体としての役割はもはや終了し、公認会計士が会計基準づくりに、単なるプレイヤーとして参加するようになったとことを意味することが明らかになった。

(4) 公会計基準を含む日米英における会計基準設定の現在

第4の課題については、会計基準設定のアウトソースの有無による会計情報の有用性の違いを明らかにしようと試みた。米国では企業会計と地方公会計の基準設定は、いずれも民間にアウトソースされており、しかもアウトソース先が財務会計財団（FAF）の傘下にある組織（FASBとGASB）である。これに対して、日本では企業会計の基準は民間（ASBJ）にアウトソースされているが、地方公会計の基準は事実上、国家機関である総務省が設定している。



そうした相違が会計情報の有用性に違いをもたらすか否かを検証すべく、公会計由来の財務健全性指標と地方債格付との関連性を日米で比較した結果、米国の州では明確に「公会計-格付関連性」が発現しているのに対し、日本の都道府県および政令市ではそれが現れていないことが明らかになった。

当然のことながら、そうした違いが会計基準設定のアウトソースの有無のみに帰するわけではない。それゆえ、今後は、政府会計に可能な限り企業会計の基準を取り入れ、国際会計基準審議会（IASB）が設定する国際財務報告基準（IFRS）に基づいた財務報告マニュアル（FRem）を作成している英国なども比較対象にしなが、発生主義の公会計情報が活用される局面を、地

方債市場への情報提供と、それ以外（例えば予算編成や政策評価）とに分けて、公会計情報の有用性を検証したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大石柱一	4. 巻 70
2. 論文標題 証券市場規制のもとでの財務報告	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 41 - 46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大石柱一	4. 巻 69
2. 論文標題 米国における石油・ガス会計の政治化問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 46-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kentaro Haraguch and Keiichi Oishi
2. 発表標題 The International Differences in the Relationship between Public Financial Reports and Bond Markets
3. 学会等名 Comparative International Governmental Accounting Research Conference（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----